

[事案 2019-313] 配当金割増請求

・令和2年11月4日 裁定不調

<事案の概要>

設計書に記載された年金額が、確定金額であることの確認等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年8月に契約した終身保険について、以下の理由により、受け取ることのできる基本年金額および年金受取累計額が、いずれも設計書に記載された金額であることの確認を求めるとともに、精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集時に説明された設計書に記載の基本年金額および年金受取累計額は、募集人から、それぞれが確定額である旨の口頭説明を受けた。さらに平成21年には、同金額が確定額であることを、募集人とは別の担当者から署名押捺を得ることにより確認した。
- (2)設計書の表現形式から判断しても、基本年金額および年金受取累計額が変動することのない確定金額であることは、明らかである。
- (3)保険会社は、約30年間という長きにわたり、自分からの問合せに対して不誠実な対応をし、将来の生活設計に不安を継続させる事態を招き、自分の気持ちは大きく裏切られ、不安という精神的苦痛を与えられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年金は、本契約成立後の配当金を原資の一部とする以上、成立時に金額が確定しているものではなく、設計書上も同金額が変動する旨が明記されていること等からすると、設計書の記載に反する説明を募集人がしたとは考えられない。
- (2)平成21年の担当者による対応は、申立人との面談において、署名押印をしないとその場が収まらないのでやむなく応じたものであるが、署名等は設計書に記載された諸種類の金額のうち清算受取金が確定額であることを確認したものに過ぎない。
- (3)本契約成立後、申立人から問合せ等を複数回受けたが、当社従業員はそれぞれ適切に対応した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および平成21年に対応した保険会社担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された基本年金額および年金受取累計額が確定金額であること等は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)設計書の表現形式は、募集人の口頭による説明のあり方次第では、説明を受ける側が形式面に関して厳密な捉え方をした場合に、やや分かりにくい面がないとは言えないように思われる。
- (2)平成21年の保険会社担当者の対応は、募集や申込手続に際してではないものの、説明資料

に署名・押捺をすることは、申立人に誤解を生じさせる可能性がないわけでもない行為だったと思われる。